

第 12 号議案

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件
 神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（公衆浴場について講ずべき措置の基準）</p> <p>第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 入浴設備の清掃及び消毒については、第15号及び前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に従い、適切な方法で行うこと。</p> | <p style="text-align: center;">（公衆浴場について講ずべき措置の基準）</p> <p>第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 入浴設備の清掃及び消毒については、第15号及び第17号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に従い、適切な方法で行うこと。</p> |

ア～カ [略]

(19) [略]

(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水(以下「水道水」という。)を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準(大腸菌及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。)について、適用しないことができる。

ア [略]

イ 浴槽水

| | |
|-----|-----|
| [略] | [略] |
| 大腸菌 | [略] |
| [略] | [略] |

(21)～(33) [略]

2～5 [略]

ア～カ [略]

(19) [略]

(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水(以下「水道水」という。)を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準(大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。)について、適用しないことができる。

ア [略]

イ 浴槽水

| | |
|------|-----|
| [略] | [略] |
| 大腸菌群 | [略] |
| [略] | [略] |

(21)～(33) [略]

2～5 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）が一部改正されたことを踏まえ、本市においても浴槽水の水質基準を見直すに当たり、条例を改正する必要があるため。